



三重県公報

令和7年3月7日 (金)
 第 597 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|----------------------------------|------------------|-----|
| 規 則 | | | |
| 4 | 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 | (食 品 安 全 課) | 2 |
| 5 | 三重県建設工事検査規則の一部を改正する規則 | (工 事 検 査 担 当) | 4 |
| 企業庁管理規程 | | | |
| 2 | 三重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程 | (企 業 庁) | 4 |
| 病院事業庁管理規程 | | | |
| 1 | 三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程 | (病 院 事 業 庁) | 5 |
| 告 示 | | | |
| 135 | 県吏員職員退職諸給与支給条例細則の一部を改正する告示 | (福 利 厚 生 課) | 5 |
| 136 | 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 | (障 が い 福 祉 課) | 6 |
| 137 | 身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出 | (同) | 6 |
| 138 | 保安林の指定施業要件の変更に係る通知 | (治 山 林 道 課) | 6 |
| 139 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出 | (中小企業・サービス産業振興課) | 11 |
| 140 | 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 | (道 路 管 理 課) | 12 |
| 141 | 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 | (同) | 13 |
| 142 | 道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧 | (同) | 13 |
| 143 | 三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示 | (出 納 局) | 13 |
| 海 調 委 告 示 | | | |
| 2 | 真珠養殖いかだへの標識の設置についての指示 | (海区漁業調整委員会) | 14 |
| 公 告 | | | |
| | 国土調査に係る成果の認証 | (水資源・地域プロジェクト課) | 14 |
| | 同件 | (同) | 15 |
| | 土地改良区役員の退任の届出 | (農 地 調 整 課) | 15 |
| | 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都 市 政 策 課) | 15 |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (建 築 開 発 課) | 15 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 一般競争入札を行う旨 | (デジタル改革推進課) | 16 |
| 正 誤 | | | |
| | 平成30年3月31日付け三重県公報号外 | (税 務 企 画 課) | 19 |
| | 令和7年1月24日付け三重県公報第585号 | (道 路 管 理 課) | 19 |

規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月七日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第四号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 4 条関係)

製菓衛生師免許申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

| | | |
|---------|---|----------------|
| | 本 籍 地 (国 籍) | 都道 府県 |
| 住 所 | 〒 (電 話 - -) | |
| ふ り が な | (氏) | (名) |
| 氏 名 | (旧 姓) | |
| 通 称 名 | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 性 別 男 ・ 女 |

製菓衛生師免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|----------------|--|
| 製菓衛生師 試 験 | 合 格 年 月 | 年 月 | |
| | 実施都道府県名 | 合格番号 | |
| 免 許 の 取 消 し の 有 無 | 有 ・ 無 ※有のときは、その理由及び年月日 | | |
| 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤 の中毒者に該当することの有無 | 有 ・ 無 | | |

備考

- 1 製菓衛生師法施行規則第 1 条第 2 項に規定する書類を添付すること。
- 2 旧姓及び通称名の欄は、免許証への併記を希望する場合にのみ記載し、併記したい旧姓等が確認できる戸籍謄本等を添付すること。
- 3 選択制の欄については、該当する方に○をつけること。

証紙貼付

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の製菓衛生師法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の製菓衛生師法施行細則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づき作成された用紙で、現に存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

三重県建設工事検査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五号

三重県建設工事検査規則の一部を改正する規則

三重県建設工事検査規則(昭和四十年三重県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (検査の手続) 第十一条 受注者は、工事の検査を受けようとする場合には、別に定める 完成通知書 、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書(第三号様式)を知事に提出し、検査を受けなければならない。 | (検査の手続) 第十一条 受注者は、工事の検査を受けようとする場合には、別に定める 工事完成報告書 、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書(第三号様式)を知事に提出し、検査を受けなければならない。 |
| 2 知事は、前項に規定する 完成通知書 、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、請負契約に基づく工事にあつては十四日以内に、委託契約に基づく工事にあつては十日以内に検査しなければならない。 | 2 知事は、前項に規定する 工事完成報告書 、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、請負契約に基づく工事にあつては十四日以内に、委託契約に基づく工事にあつては十日以内に検査しなければならない。 |
| 3 (略) | 3 (略) |

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月七日

三重県企業庁長 河 北 智 之

三重県企業庁管理規程第二号

三重県企業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁建設工事検査規程(平成十年三重県企業庁管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (検査の手続) 第十条 受注者は、工事の検査を受けようとする場合には、 完成通知書 、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書(第三号様式)を企業庁長に提出し、検査を受けなければならない。 | (検査の手続) 第十条 受注者は、工事の検査を受けようとする場合には、 工事完成報告書 、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書(第三号様式)を企業庁長に提出し、検査を受けなければならない。 |
| 2 企業庁長は、前項に規定する 完成通知書 、委託業務 | 2 企業庁長は、前項に規定する 工事完成報告書 、委託 |

| | |
|---|---|
| <p>完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、請負契約に基づく工事にあつては十四日以内に、委託契約に基づく工事にあつては十日以内に検査しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> | <p>業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、請負契約に基づく工事にあつては十四日以内に、委託契約に基づく工事にあつては十日以内に検査しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> |
|---|---|

附 則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年三月七日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第一号

三重県病院事業庁建設工事検査規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁建設工事検査規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(検査の手続)</p> <p>第九条 受注者は、工事の検査を受けようとする場合には、<u>完成通知書</u>、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書(第三号様式)を事業庁長に提出し、検査を受けなければならない。</p> <p>2 事業庁長は、前項に規定する<u>完成通知書</u>、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、請負契約に基づく工事にあつては十四日以内に、委託契約に基づく工事にあつては十日以内に検査しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(検査の手続)</p> <p>第九条 受注者は、工事の検査を受けようとする場合には、<u>工事完成報告書</u>、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書(第三号様式)を事業庁長に提出し、検査を受けなければならない。</p> <p>2 事業庁長は、前項に規定する<u>工事完成報告書</u>、委託業務完成報告書又は出来高部分検査要求書を受理した場合には、請負契約に基づく工事にあつては十四日以内に、委託契約に基づく工事にあつては十日以内に検査しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> |

附 則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第百三十五号

県吏員職員退職諸給与支給条例細則の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和七年三月七日

三重県知事 一 見 勝 之

県吏員職員退職諸給与支給条例細則の一部を改正する告示

県吏員職員退職諸給与支給条例細則(昭和九年三重県告示第七百三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第二十六条 年金タル退職諸給与ヲ受クル者拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレ(支給条例第十条第二項ニ規定スル犯</p> | <p>第二十六条 年金タル退職諸給与ヲ受クル者禁錮以上ノ刑ニ処セラレ(支給条例第十条第二項ニ規定スル犯罪</p> |

| | |
|---|--|
| 罪以外ノ犯罪ニ付刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキヲ除ク) 若ハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキ又ハ国籍ヲ失ヒ若ハ死亡シ又ハ支給条例第五十条ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失フ場合ニ於テハ本人、遺族若ハ縁故者ヨリ速ニ其ノ旨ヲ知事ニ通知スベシ | 以外ノ犯罪ニ付刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキヲ除ク) 若ハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキ又ハ国籍ヲ失ヒ若ハ死亡シ又ハ支給条例第五十条ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失フ場合ニ於テハ本人、遺族若ハ縁故者ヨリ速ニ其ノ旨ヲ知事ニ通知スベシ |
|---|--|

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

三重県告示第 136 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 医療機関の名称 | 所在地 | 医師氏名 | 担当する障害分野 |
|-------------------------|--------------------|--------|--|
| 三重県立志摩病院 | 志摩市阿児町鶴方 1257 番地 | 中川 勇希 | ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害 |
| 医療法人博仁会 村瀬病院 附属クリニック | 鈴鹿市神戸三丁目 17-30 | 青木 夕紀 | じん臓機能障害 |
| 四日市徳新会病院 | 四日市市久保田二丁目 1 番 2 号 | 山田 憲隆 | 呼吸器機能障害 |
| 三重大学医学部附属病院 | 津市江戸橋 2 丁目 174 | 伊野 和子 | 免疫機能障害 |
| 伊勢赤十字病院 | 伊勢市船江 1 丁目 471 番 2 | 馬瀬 泰美 | 心臓機能障害 |
| 伊勢赤十字病院 | 伊勢市船江 1 丁目 471 番 2 | 山本 直樹 | 心臓機能障害 |
| 伊勢赤十字病院 | 伊勢市船江 1 丁目 471 番 2 | 井上 良哉 | 心臓機能障害 |
| 伊賀おおえ耳鼻咽喉科 | 伊賀市上野農人町 533 番地 | 大江 祐一郎 | 聴覚障害 平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 |
| 三重県立総合医療センター | 四日市市大字日永 5450-132 | 中村 雅也 | 肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害 |

三重県告示第 137 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 医療機関の名称 | 所在地 | 医師氏名 |
|----------------------|-----------------|-------|
| 医療法人里仁会 二宮メディカルクリニック | 四日市市中部 8 番 15 号 | 二宮 剛美 |
| 医療法人社団 アクアクリニック伊賀 | 伊賀市上野丸之内 10-8 | 藤森 繁春 |
| 医療法人社団 アクアクリニック伊賀 | 伊賀市上野丸之内 10-8 | 藤森 健次 |

三重県告示第 138 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名

藤田 藤夫

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

藤田 種三

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

中北 仲藏

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

藤田 種藏

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
格島 庄平
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

- 1 通知することができない者の氏名
中北 寅藏
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 7

- 1 通知することができない者の氏名
藤田 茂一
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 8

1 通知することができない者の氏名

峯田 喜十郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 9

1 通知することができない者の氏名

藤田 多吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 10

1 通知することができない者の氏名

峯田 忠兵衛

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 11

1 通知することができない者の氏名

藤田 藤松

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 12

1 通知することができない者の氏名

藤田 登

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 13

1 通知することができない者の氏名

峯田 次三郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 14

- 1 通知することができない者の氏名
西口 瀧藏
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 15

- 1 通知することができない者の氏名
藤田 傳一
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字平淵 2750 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 139 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告します。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ上野東インター店
伊賀市四十九町字矢倉谷 1167-3
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
3,581 m²

- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 m²以下となる年月日
令和 7 年 2 月 1 日
- 5 変更の理由
店舗の閉店及び建物解体のため

三重県告示第 140 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 421 号
3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 桑名市大字矢田字崩 767 番 1 地先から 桑名市大字矢田字崩 763 番 1 地先まで | 旧 | 11.6～12.1 | 38.0 |
| | 新 | 12.1～14.6 | 38.0 |

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 477 号
3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 四日市市曾井町字東門田 19 番 1 地先から 四日市市曾井町字東門田 21 番 9 地先まで | 旧 | 25.1～25.8 | 46.3 |
| | 新 | 25.2～36.0 | 46.3 |

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 167 号
3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 志摩市磯部町恵利原字草ラギ 305 番 3 地先から 志摩市磯部町恵利原字草ラギ 330 番 7 地先まで | 新 | 54.2～55.3 | 4.8 |

第 4

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 163 号
3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 伊賀市寺田字中之瀬 1462 番 1 地先から 伊賀市寺田字椿ヶ澤 1482 番 3 地先まで | 旧 | 12.1～14.5 | 89.1 |
| | 新 | 12.1～23.3 | 89.1 |

第 5

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 河合丸柱線
3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 伊賀市石川字新田 105 番 1 地先から 伊賀市石川字新田 103 番 1 地先まで | 旧 | 7.3～10.9 | 44.7 |
| | 新 | 9.5～12.2 | 44.7 |

第 6

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 鵜殿熊野線

3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員メートル | 延長メートル |
|--|------|-----------|--------|
| 南牟婁郡紀宝町神内字井ノ口 172 番 8 地先から 南牟婁郡紀宝町神内字井ノ口 202 番 1 地先まで | 旧 | 7.7~22.6 | 105.1 |
| | 新 | 6.5~21.7 | 105.1 |

三重県告示第 141 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------------|--|--------------------------|
| 一般国道 421 号 | 桑名市大字矢田字崩 767 番 1 地先から 桑名市大字矢田字崩 763 番 1 地先まで | 令和 7 年 3 月 7 日 |
| 一般国道 477 号 | 四日市市曾井町字東門田 19 番 1 地先から 四日市市曾井町字東門田 21 番 9 地先まで | 令和 7 年 3 月 16 日 |
| 一般国道 167 号 | 志摩市磯部町恵利原字カリ倉 1994 番 20 地先から 志摩市磯部町五知字本田元 73 番 3 地先まで | 令和 7 年 3 月 23 日 13:00 |
| 県道 熊野矢ノ川線 | 熊野市紀和町矢ノ川字後地 755 番 1 地先内 | 令和 7 年 3 月 7 日 |
| 県道 熊野矢ノ川線 | 熊野市紀和町矢ノ川字後地 755 番 3 地先内 | 令和 7 年 3 月 7 日 |
| 県道 御浜紀和線 | 南牟婁郡御浜町大字柿原字蘆原 19 番地先から 南牟婁郡御浜町大字柿原字蘆原 68 番地先まで | 令和 7 年 3 月 19 日 |
| 県道 鵜殿熊野線 | 南牟婁郡紀宝町神内字井ノ口 172 番 8 地先から 南牟婁郡紀宝町神内字井ノ口 202 番 1 地先まで | 令和 7 年 3 月 7 日 |

三重県告示第 142 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 | 占用制限の開始日 |
|-------|-------|--|-----------------|
| 一般国道 | 477 号 | 四日市市曾井町字東門田 19 番 1 地先から 四日市市曾井町字東門田 21 番 9 地先まで | 令和 7 年 3 月 16 日 |
| 一般国道 | 167 号 | 志摩市磯部町恵利原字カリ倉 1994 番 20 地先から 志摩市磯部町五知字本田元 73 番 3 地先まで | 令和 7 年 3 月 23 日 |
| 県道 | 鵜殿熊野線 | 南牟婁郡紀宝町神内字井ノ口 172 番 8 地先から 南牟婁郡紀宝町神内字井ノ口 202 番 1 地先まで | 令和 7 年 3 月 7 日 |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 143 号

三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一見勝之

三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年三重県告示第 210 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (組織) 第 3 条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、 在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略) | (組織) 第 3 条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、 在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。 (3) (略) |

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 2 号

真珠養殖用いかだへの標識の設置について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 7 年 3 月 7 日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

1 真珠養殖又は真珠母貝養殖を営む者は、当該事業に用いる養殖用いかだについて、次の事項を記載した標識を当該いかだの見やすい場所に設置しなければなりません。

- (1) 漁業権番号。ただし、基地いかだ（作業用いかだ）の場合は、基地と明記すること。
- (2) 漁業権者の氏名又は名称。ただし、基地いかだの場合は、所有者の氏名又は名称とすること。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称
玉城町
- 2 調査を行った期間
令和 4 年 7 月から令和 6 年 2 月まで
- 3 成果の名称
玉城町（田丸・佐田・下田辺・妙法寺地区③-2）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
玉城町大字佐田地内 他
- 5 認証年月日

令和 7 年 2 月 20 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
度会町
- 2 調査を行った期間
令和 2 年 7 月から令和 5 年 3 月まで
- 3 成果の名称
度会町（脇出松原 A 地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
度会町大字脇出地内
- 5 認証年月日
令和 7 年 2 月 20 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

御浜土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木 919 番地 10）

退任理事

南牟婁郡御浜町大字下市木 3363-2

和歌山県田辺市中万呂 782-173

池 上 登志男

前 田 久 幸

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により、鳥羽市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥羽都市計画下水道
鳥羽公共下水道（雨水）
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 3 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------|-----------------------------|---|
| 令和 7 年 2 月 25 日 | 伊勢市中村町字桶子 325-307 の一部 | 伊勢市宮町 2 丁目 3-23 有限会社クリエイト 代表取締役 小西 麻貴 |
| 令和 7 年 2 月 25 日 | いなべ市員弁町北金井字富山 1589-1 ほか 8 筆 | 桑名市多度町香取 23 伊藤 春行 |
| 令和 7 年 2 月 25 日 | いなべ市員弁町笠田新田字五右エ門田 329-2 | 員弁郡東員町大字南大社 1167 清水 一生 |

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年3月7日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項**(1) 購入物品及び数量**

パソコン 1,070 台

サブモニター 800 台

パソコンバッグ 400 個

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和8年3月27日（金）

(4) 納入場所

三重県本庁舎及び地域庁舎等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格**(1) 競争入札参加資格**

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年3月24日（月）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

- (4) 納入しようとする物品が調達説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類（「機能及び定価証明書」）（様式 1-1、1-2、1-3）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部総務課 担当 渡邊
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170
- (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 担当 松井、新田
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和 7 年 4 月 17 日（木）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和 7 年 3 月 28 日（金）17 時まで本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和 7 年 3 月 28 日（金）17 時まで通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 7 年 4 月 17 日（木）15 時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和 7 年 4 月 17 日（木）15 時
なお、入札書は郵便局留め期間の 10 日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県総務部総務課
案件名 令和 7 年度職員一人一台パソコンの調達
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和 7 年 4 月 17 日（木）16 時
場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部総務課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154

号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:

Personal computer: 1,070 units

Display: 800 units

Computer bag: 400 units

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, April 17, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Thursday, April 17, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:00 P.M. on Thursday, April 17, 2025.

(4) Managing Authority:

Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Department of General Affairs,
Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3363

正 誤

平成 30 年 3 月 31 日付け三重県公報号外に登載しました、三重県県税条例等の一部を改正する条例中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|--------------|------------------|
| 8 | 19 | 「○・㊦」や「○・11」 | 「○・㊦や㊦」や「○・11や㊦」 |

令和 7 年 1 月 24 日付け三重県公報第 585 号に登載しました、道路の区域変更及びその関係図面の縦覧の告示中

| ページ | 行 |
|-----|--------------|
| 13 | 下から 4、5 及び 6 |

誤

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 伊賀市阿保字西法花寺 784 番 2 地先から 伊賀市阿保字西法花寺 715 番 2 地先まで | 旧 | 5.0~12.2 | 20.0 |
| | 新 | 5.0~22.0 | 20.0 |

正

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|--|------|------------|---------|
| 伊賀市阿保字西法花寺 784 番 2 地先から 伊賀市阿保字西法花寺 715 番 2 地先まで | 旧 | 5.3~12.2 | 20.0 |
| | 新 | 5.3~22.0 | 20.0 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>